

# 社会保険と労働保険の徴収事務一元化について(概要)

○中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)

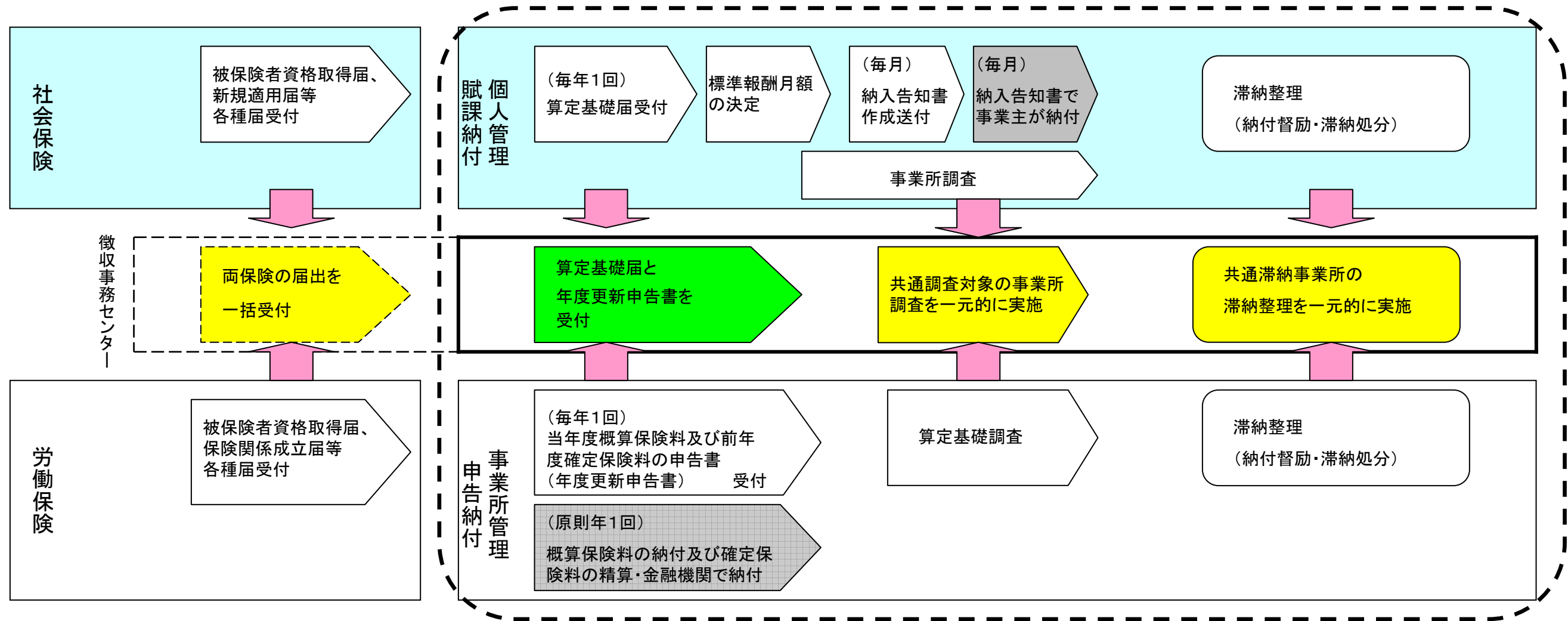
第25条 労働福祉省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて再編成するものとする。

(8)健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化を図ること。

○健康保険法の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)附則

第2条 政府が保険者である社会保険又は労働保険に係る徴収事務の一元化

○平成15年10月に全国312箇所の社会保険事務所に「社会保険・労働保険徴収事務センター」を設置し、社会保険と労働保険の保険料徴収事務の一元化を実施



## ○徴収事務一元化の取組状況

	被保険者取得届等の届出	保険料の計算・賦課・納付	事業所調査	保険料滞納整理
徴収事務センターでのいままでの取組み		・算定基礎届と年度更新申告の受付	・共通調査対象事業所について共同実施	共通滞納事業所の納付督促を共同実施 共通滞納事業所の滞納処分を社会保険職員が実施
徴収事務センターで今後実施予定の事務	・共通契機に係る届出について一括受付を実施(平成18年度)	・算定基礎届と年度更新申告の提出時期の統一(平成20年度)	・共通調査事業所について労働保険職員による単独実施(平成18年度)	共通滞納事業所の滞納整理全般を社会保険職員が実施(平成18年度)
今後の検討事項	・様式の共通化 ・事業所番号の共通化	・賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討		